

前回調査に係る納税義務に関する質問検査か否かで判断

税務調査を巡る最近の裁決事例

審査請求事件で争われるのは課税処分だけではなく、税務調査の手法を巡るものも少なくない。本特集では税務調査を巡る最近の裁決事例を2件紹介する。1件目は前回の調査後に、新たに得られた情報に照らして非違があると認められないにもかかわらず調査が行われたとして請求人（納税者）が不服申立を行った事案。2件目は、請求人の関連法人に対する犯則調査は請求人に対する実地調査ではないとし、請求人の行った修正申告が国税通則法65条5項に規定する「その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものではない場合」に該当するか否かが争われたもの。両者ともに請求人の審査請求は棄却されているが、実務上チェックしておきたい事案である。

● 前回の調査後、新たに得られた情報に照らし非違があれば質問検査が可能

1件目は、国税通則法74条の11（調査の終了の際の手續）を巡るものである（令和2年6月11日、東裁（所）令元第105号）。同条6項では、同条1項の通知をした後又は2項の調査（実地の調査に限る）の結果につき納税義務者から修正申告書等の提出があった後若しくは更正決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは、通則法74条の2の規定に基づき、当該通知を受け、又は修正申告書の提出をした納税義務者に対し、質問検査等を行うことができる旨を規定している。

本件では、請求人は平成29年所得税等調査により、平成26年分の所得税等は修正申告を行い、平成27年分及び平成28年分の所得税等については更正決定等をすべきと認められない旨の通知を受けたが、調査担当職員が行ったその後の相続税調査及び所得税調査では通則法74条の11第6項の規定に反し、平成26年分ないし平成28年分の所得税等について新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときに該当しないにもかかわらず、各年分の所得税等の調査として質問検査権を行使しているため、更正処分は違法であるなどと主張している。

● 請求人の所得税等の自発的な見直しを要請するものと判断

審判所は、通則法74条の11第6項の「質問検査等」に該当するか否かは、前回の調査の対象となった納税義務者に対し、前回の調査に係る納税義務に関して、その課税標準等又は税額等を認定する目的等で行われる質問

検査等であるか否かにより判断するとの見解を示している。

その上で本件における相続税調査担当職員及び所得税等調査担当職員の各行為については、請求人の相続税に関する質問検査等の範